

給水装置工事に係る取扱指針

内容現在 令和7年4月1日

加除（さしかえ）表

追録第25号

[illegible]

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱い

(1) 目的

函館市上水道の給水区域内における開発行為等（以下「宅地造成」という。）に伴う給水装置工事は、この取扱いにより計画し、施工の適性を図ることを目的とする。

(2) 給水管等の寄付について

- ① 宅地造成地内の道路に布設される給水管（各戸引込み管を除く。）等は、企業局への寄付について協議すること。
- ② 協議が整ったときは、給水装置工事の申込時に、水道施設寄付申込書を提出すること。
- ③ 寄付採納の基準は、別に定める「水道施設の寄付採納要綱」による。

(3) 各戸引込み管の所有権について

各戸引込み管の所有権は、原則として宅地購入者に帰属するよう協議するものとし、布設する場合は、事前協議の際にその所有について明示した文書を提出すること。

(4) 設計要領

- ① 宅地造成地内の道路幅員が広くなる場合は、原則として、道路の両側に給水管を布設する。
- ② 消火栓等の消防水利を設置する場合は、市消防本部と打合せした位置とする。この場合、将来建物が建築されたとき、玄関、車庫等の出入口とならないよう決定する。

③ 計画給水量

宅地造成地内における計画給水量の算定は、次のとおりとする。

ア 平常時の計画給水量は、1戸当り18ℓ／分とし、同時使用戸数率を考慮する方法と戸数または居住人数から求める方法がある。

(ア) 同時使用戸数率から計画給水量を求める場合

$$Q = 18 \ell / \text{分} \times \text{戸数} \times \text{同時使用率} \quad Q : \text{計画給水量} (\ell / \text{分})$$

(イ) 戸数から計画給水量を求める場合

$$10 \text{戸未満} \quad Q = 42 N^{0.33} \quad Q : \text{計画給水量} (\ell / \text{分})$$

$$10 \text{戸以上} 600 \text{戸未満} \quad Q = 19 N^{0.67} \quad N : \text{戸数}$$

(ウ) 居住人数から計画給水量を求める場合

$$1 \sim 30 \text{ (人)} \quad Q = 26 P^{0.36} \quad Q : \text{計画給水量} (\ell / \text{分})$$

$$31 \sim 200 \text{ (人)} \quad Q = 13 P^{0.56} \quad P : \text{人数 (人)}$$

イ 消火栓を設置する場合の火災時の計画給水量は、計画1日最大給水量の1分当たりの水量に消火用水量を加算すること。

- (ア) 計画1日最大給水量は、計画区域内居住数に計画1人1日最大給水量を乗じて求めること。
 - (イ) 計画区域内居住数は、1戸（1宅地）4人とする。
 - (ウ) 計画1人1日最大給水量は、500ℓ／日とする。
 - (エ) 消火用水量は、消火栓1栓の放水量を1m³／分とし、同時に開放する消火栓は1栓を標準とする。ただし、市消防本部より指示を受けた場合は、その栓数とする。
- ④ 管種
- ア 口径75mm以上の管は、ダクタイル鋳鉄管とすること。
 - イ 口径50mm以下の管は、ポリエチレン管とすること。
- ⑤ 口径
- ア 宅地内に引き込む管は、各戸の給水量が十分確保できること。
 - イ 消火栓を設置する場合、消火栓までは、口径100mm以上とすること。
- ⑥ 平常時の損失水頭は、建築物の屋内配管の損失を考慮し、総損失水頭に地盤差を考慮した水頭（必要水頭）が5m以下となるよう設計すること。ただし、地形状況等により管理者が必要と認める場合は、管理者の指示した水頭とすることができる。また、火災時の設計水圧は、事前に管理者に確認すること。
- ⑦ 中間バルブ等の設置
- ア 道路上および宅地内に設置する中間バルブは、維持管理に支障のない位置に設置すること。
 - イ 給水管末端に設置する排水バルブは、必要と認めた場合に設置するものとし、管内水を速やかに排水できる位置とすること。
- (5) 宅地造成の給水装置に係る事前協議申出書等
- ① 開発行為等に伴う給水装置工事の事前協議申出書
宅地造成を計画した場合は、第1号様式により事前協議するものとする。
事前協議が完了した場合は、協議成立内容について、第2号様式により通知する。
 - ② 各戸引込み管を布設する場合の届出文書は、第3号様式により届出すること。
 - ③ 添付する計画平面図に、給水管経路各所の地盤高を記載すること。
- (6) その他
- ① 申込者が宅地造成地内の道路に布設される給水管（各戸引込管を除く）等を寄付しない場合は、第4号様式により届出すること。
 - ② 開発規模により許可不要となる開発行為においても、この取扱いに準じて打合せを行うものとする。

給水装置工事に係る取扱指針

発 行 函 館 市 企 業 局 上 下 水 道 部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和7年4月1日
